

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月5日
【会社名】	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 荒木 三郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 緒方 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 緒方 裕之
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成30年8月10日
【発行登録書の効力発生日】	平成30年8月18日
【発行登録書の有効期限】	平成32年8月17日
【発行登録番号】	30 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 10,000億円
【発行可能額】	8,455億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成31年2月5日(提出日)です。
【提出理由】	発行登録書に一定の記載事項を追加するため、および添付書類である「事業内容の概要および主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものです。(訂正内容については、本文を参照してください。)
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に、以下の記載が追加・挿入される。)

<三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2020年2月13日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル
デュアル・カレンシー社債および三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2020年2月13日満期 期限前償還条項・
円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2020年2月13日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー社債(以下「円/米ドル デュアル・カレンシー社債」という。)および三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2020年2月13日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー社債(以下「円/豪ドル デュアル・カレンシー社債」という。)毎に異なる取り扱いがなされる場合には、それぞれの社債毎に記載内容を分けて記載している。その場合、「円/米ドル デュアル・カレンシー社債」および「円/豪ドル デュアル・カレンシー社債」の見出しの下に記載された「本社債」および「本社債権者」ならびにその他の用語は、それぞれ「円/米ドル デュアル・カレンシー社債」および「円/豪ドル デュアル・カレンシー社債」に係る用語を示している。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら2本の社債およびそれぞれの社債権者は単に、それぞれ「本社債」および「本社債権者」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものでないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<円/米ドル デュアル・カレンシー社債>

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社 2020年2月13日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレン シー社債 (以下「本社債」という。)	(未定)円 (各社債の償還は日本円 または米ドルで行われ る。) 注(1)および注(3)	(未定)円 注(3)	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 沖縄県那覇市久米二丁目4番 16号 おきぎん証券株式会社 京都府京都市下京区烏丸通松 原上る薬師前町700番地 京銀証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10 番地1 四国アライアンス証券株式会 社 宮城県仙台市青葉区中央一丁 目7番5号 七十七証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 広島県広島市中区立町2番30 号 ひろぎん証券株式会社 (以下「売出人」という。)

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	償還期限
無記名式	100万円	日本円による額面金額に対して 年1.00% 注(1)	2020年2月13日 注(2)

摘要

本社債は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（以下「発行会社」という。）が設定している150億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行会社は、本書日付現在、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA-の発行体格付を、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAAの長期発行体格付を、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からA-の格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。

本社債のその他の主要な条項および条件（以下「本社債の要項」という。）については、下記「売社債のその他の主要な要項」を参照のこと。

注(1) 本社債の利息の支払いは日本円によりなされるが、本社債の償還は、後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ」に従い日本円または米ドルによりなされる。

(2) 本社債は、後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (b) 発行会社による任意償還」に記載するとおり当該任意償還日または後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (c) 税制上の変更による償還」に記載するとおり当該利払日または後記「売社債のその他の主要な要項 (5) 債務不履行事由」に定められる日に期限前償還される可能性がある。

(3) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。本社債の額面総額は、後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に記載される償還通貨判定為替レートの仮条件に基づく本売出しにおける需要状況を勘案した上で2019年2月20日までに決定される。

(4) 「第一部、第2 売社要項」に記載する本社債に関する要項は、2019年2月20日（ロンドン時間）付の最終条件書（以下「最終条件書」という。）により確定する（ただし、その後決定が予定されている事項を除く。）。

(5) 別段の定めがない限り、本書記載の「米ドル」は合衆国ドルを指すものとする。

<円/豪ドル デュアル・カレンシー社債>

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社 2020年2月13日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレン シー社債 (以下「本社債」という。)	(未定)円 (各社債の償還は日本円 または豪ドルで行われ る。) 注(1)および注(3)	(未定)円 注(3)	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 沖縄県那覇市久米二丁目4番 16号 おきぎん証券株式会社 京都府京都市下京区烏丸通松 原上る薬師前町700番地 京銀証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10 番地1 四国アライアンス証券株式会 社 宮城県仙台市青葉区中央一丁 目7番5号 七十七証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 広島県広島市中区立町2番30 号 ひろぎん証券株式会社 (以下「売出人」という。)

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	償還期限
無記名式	100万円	日本円による額面金額に対して 年1.00% 注(1)	2020年2月13日 注(2)

摘要

本社債は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（以下「発行会社」という。）が設定している150億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行会社は、本書日付現在、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA-の発行体格付を、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAAの長期発行体格付を、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からA-の格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。

本社債のその他の主要な条項および条件（以下「本社債の要項」という。）については、下記「売社債のその他の主要な要項」を参照のこと。

注(1) 本社債の利息の支払いは日本円によりなされるが、本社債の償還は、後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ」に従い日本円または豪ドルによりなされる。

(2) 本社債は、後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (b) 発行会社による任意償還」に記載するとおり当該任意償還日または後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (c) 税制上の変更による償還」に記載するとおり当該利払日または後記「売社債のその他の主要な要項 (5) 債務不履行事由」に定められる日に期限前償還される可能性がある。

(3) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。本社債の額面総額は、後記「売社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に記載される償還通貨判定為替レートの仮条件に基づく本売出しにおける需要状況を勘案した上で2019年2月20日までに決定される。

(4) 「第一部、第2 売出要項」に記載する本社債に関する要項は、2019年2月20日（ロンドン時間）付の最終条件書（以下「最終条件書」という。）により確定する（ただし、その後決定が予定されている事項を除く。）。

(5) 別段の定めがない限り、本書記載の「豪ドル」はオーストラリアドルを指すものとする。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容	摘要
額面金額 100万円につき100万円	2019年2月21日より 同年2月27日まで	100万円単位	なし	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに登録金融機関の営業所または事務所	該当事項なし	該当事項なし	受渡は2019年2月28日に行われる。

注(1) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。申込人が外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行われない。本社債の券面については、後記「売出社債のその他の主要な要項(11)その他 (b)」を参照のこと。

- (2) 本社債は、2019年2月27日（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行される。本社債は上場されない。
- (3) 本社債は合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録がなされておらず、またなされる予定もなく、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対してもしくは合衆国人の計算で、もしくは合衆国人の利益のために募集、販売または交付されてはならない。ただし、同証券法の登録要件を免除される一定の取引により行われる場合はこの限りでない。本注記において使用される用語は、同証券法に基づくレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）により付与された意味を有する。
- (4) 本社債は、欧州経済領域の一般投資者に対して、募集され、販売され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図しておらず、本社債を当該一般投資者に対して募集、販売、またはその他の方法により入手可能としてはならない。本段落における一般投資者とは、() 欧州連合の金融商品市場指令（Directive 2014/65/EU）（以下「MiFID」という。）第4条第1項第11号に定義する一般顧客、() 欧州連合の保険仲介業務指令（Directive 2002/92/EC）（その後の変更を含む。）の意味における顧客（MiFID 第4条第1項第10号に定義するプロ顧客に該当する場合を除く）、または() 欧州連合の目論見書指令（Directive 2003/71/EC）（その後の変更を含む。）に定義される適格投資者に該当しない者、のいずれかに該当する者を意味する。したがって、欧州経済領域の一般投資者に対して、本社債を募集、販売、またはその他の方法により入手可能とするための、欧州連合のパッケージ型投資金融商品規則（Regulation (EU) No 1286/2014）（その後の変更を含む。以下「PRIIPs規則」という。）により要請される重要情報書面は一切作成されておらず、よって欧州経済領域の一般投資者に対して、本社債を募集、販売、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となる可能性がある。
- (5) 本社債は合衆国税法の要件に服し、合衆国もしくはその属領においてまたは合衆国人に対して募集、販売または交付されてはならない。ただし、合衆国の税規則により認められる一定の取引についてはこの限りでない。本注記において使用される用語は、合衆国1986年内国歳入法（以下「合衆国内国歳入法」という。）および同法に基づく諸規則により付与された意味を有する。
- (6) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している場合がある。
- (7) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

本社債の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

1. 本社債の投資に伴う主要なリスクについて

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解した上で投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本社債に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

<円/米ドル デュアル・カレンシー社債>

(1) 為替変動リスク

本社債の満期償還金は米ドルにより支払われることがあるため、円で換算した場合の支払額は外国為替相場の変動の影響を受ける。かかる円換算の償還価値は、本社債に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

(2) 元本毀損リスク

満期償還の場合、本社債の償還通貨は償還通貨判定日（下記「売当社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。）に有効な円/米ドル為替レートにより異なる。本社債の償還が米ドルで行われた場合、円貨換算の償還価値は変動し、本社債に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

(3) 償還期限に関するリスク

本社債の利息は、期限前の償還日以後発生しない。このため期限前の償還により、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 再投資リスク

本社債が、期限前に償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本社債権者は本社債の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

(5) 流動性リスク

本社債の活発な流通市場は確立されていない。発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負わない。このため、本社債権者は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本社債を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本社債の中途売却価格を低下させる要因になりうる。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6) 信用リスク

発行会社の財務・経営状況の悪化により、本社債の利息または償還金額の支払いがその支払期日に遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行会社への信用格付は、発行会社の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

(7) 価格変動リスク

本社債の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定で、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

金利

円金利と米ドル金利の変動、また円と米ドルの金利差の変動は、本社債の価値に影響を及ぼす。一般的に、金利の上昇は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、金利の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。また、円と米ドルの金利差の拡大は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また両金利差の縮小は本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に金利・為替などの予想変動率の変動が本社債の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本社債の価値は、発行会社の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行会社の経営・財務状況の悪化やその予想が、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

円/米ドル為替レート

一般的に、米ドルが円に対して弱くなる場合には本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、逆の場合には本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

<円/豪ドル デュアル・カレンシー社債>

(1) 為替変動リスク

本社債の満期償還金は豪ドルにより支払われることがあるため、円で換算した場合の支払額は外国為替相場の変動の影響を受ける。かかる円換算の償還価値は、本社債に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

(2) 元本毀損リスク

満期償還の場合、本社債の償還通貨は償還通貨判定日（下記「売入社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。）に有効な円/豪ドル為替レートにより異なる。本社債の償還が豪ドルで行われた場合、円貨換算の償還価値は変動し、本社債に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

(3) 償還期限に関するリスク

本社債の利息は、期限前の償還日以後発生しない。このため期限前の償還により、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 再投資リスク

本社債が、期限前に償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本社債権者は本社債の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

(5) 流動性リスク

本社債の活発な流通市場は確立されていない。発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負わない。このため、本社債権者は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本社債を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本社債の中途売却価格を低下させる要因になりうる。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6) 信用リスク

発行会社の財務・経営状況の悪化により、本社債の利息または償還金額の支払いがその支払期日に遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行会社への信用格付は、発行会社の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

(7) 価格変動リスク

本社債の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定で、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

金利

円金利と豪ドル金利の変動、また円と豪ドルの金利差の変動は、本社債の価値に影響を及ぼす。一般的に、金利の上昇は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、金利の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。また、円と豪ドルの金利差の拡大は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また両金利差の縮小は本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に金利・為替などの予想変動率の変動が本社債の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本社債の価値は、発行会社の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行会社の経営・財務状況の悪化やその予想が、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

円/豪ドル為替レート

一般的に、豪ドルが円に対して弱くなる場合には本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、逆の場合には本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

2. ご留意事項について

<円/米ドル デュアル・カレンシー社債>

(1) 本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は、通常業務の一環で、自己勘定で取引するディーラーとして、また、顧客の代理人として、金融市場において直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引をいつでも行うことができる。また、発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は、通常、金融市場における自己のポジションを直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引によりヘッジすることができる。こうした取引が、マーケットに影響を与え、本社債の発行条件、評価価値、売却価格、満期償還金額（後記「売出社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。）および期限前償還の発生に影響し、結果的に本社債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 税金

将来において、本社債について日本国の課税上の取扱いが変更されることがある。日本国の現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては公認会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

(3) 円/米ドル為替レートの過去の推移

下記のグラフは、2009年1月16日から2019年1月18日までの期間における円/米ドル為替レートの変動を週単位で表わしたものである。これは、投資家に対する参考のために円/米ドル為替レートについて公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、当該推移は、将来における円/米ドル為替レートの動向や、本社債の時価を示唆するものではない。



<円/豪ドル デュアル・カレンシー社債>

(1) 本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は、通常業務の一環で、自己勘定で取引するディーラーとして、また、顧客の代理人として、金融市場において直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引をいつでも行うことができる。また、発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は、通常、金融市場における自己のポジションを直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引によりヘッジすることがある。こうした取引が、マーケットに影響を与え、本社債の発行条件、評価価値、売却価格、満期償還金額（後記「売出社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。）および期限前償還の発生に影響し、結果的に本社債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 税金

将来において、本社債について日本国の課税上の取扱いが変更されることがある。日本国の現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては公認会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

(3) 円/豪ドル為替レートの過去の推移

下記のグラフは、2009年1月16日から2019年1月18日までの期間における円/豪ドル為替レートの変動を週単位で表わしたものである。これは、投資家に対する参考のために円/豪ドル為替レートについて公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、当該推移は、将来における円/豪ドル為替レートの動向や、本社債の時価を示唆するものではない。



売出社債のその他の主要な要項

(1) 利息

<円/米ドル デュアル・カレンシー社債>

(a) 2019年2月28日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から満期日(下記「(2)償還および買入れ(a)満期償還」に定義される。)(同日を含まない。)までの期間について、本社債の額面金額に対して年1.00%の固定利率で利息が付され、2019年5月13日、8月13日、11月13日および2020年2月13日(以下それぞれ「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または直前の利払日から当該利払日(同日を含まない。)までの期間について、本社債の額面金額に対して2,500円(ただし、初回の利払日である2019年5月13日には、本社債の額面金額に対して2,083円)が後払いされる。

利払日(または利息起算日)(同日を含む。)から次回の利払日(または2019年5月13日)(同日を含まない。)までの期間を割り込む場合の利息額は、本社債の額面金額に上記固定利率を乗じて得られた金額に、その期間の日数(ただし、かかる日数は1ヵ月を30日、1年を12ヵ月とし、1年が360日であるものとして計算される。)を乗じて360で除して得られた金額(1円未満は四捨五入する。)とする。

(b) 利払日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日)を利払日とする。なお、かかる利払日の調整によっては、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、かつ一般の業務(外国為替および外貨預金取引を含む。)について営業が行われている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

(c) 各本社債は、その償還日から利息が付されない。ただし、本社債の適法な呈示にもかかわらず、元金の支払いが不当に留保されまたは拒否された場合はこの限りでなく、その場合、利息は信託証書(後記「(11)その他」に定義される。)の定めるところにより引続き生じる。

<円/豪ドル デュアル・カレンシー社債>

(a) 2019年2月28日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から満期日(下記「(2)償還および買入れ(a)満期償還」に定義される。)(同日を含まない。)までの期間について、本社債の額面金額に対して年1.00%の固定利率で利息が付され、2019年5月13日、8月13日、11月13日および2020年2月13日(以下それぞれ「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または直前の利払日から当該利払日(同日を含まない。)までの期間について、本社債の額面金額に対して2,500円(ただし、初回の利払日である2019年5月13日には、本社債の額面金額に対して2,083円)が後払いされる。

利払日(または利息起算日)(同日を含む。)から次回の利払日(または2019年5月13日)(同日を含まない。)までの期間を割り込む場合の利息額は、本社債の額面金額に上記固定利率を乗じて得られた金額に、その期間の日数(ただし、かかる日数は1ヵ月を30日、1年を12ヵ月とし、1年が360日であるものとして計算される。)を乗じて360で除して得られた金額(1円未満は四捨五入する。)とする。

(b) 利払日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日)を利払日とする。なお、かかる利払日の調整によっては、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、シドニーおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、かつ一般の業務(外国為替および外貨預金取引を含む。)について営業が行われている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

(c) 各本社債は、その償還日から利息が付されない。ただし、本社債の適法な呈示にもかかわらず、元金の支払いが不当に留保されまたは拒否された場合はこの限りでなく、その場合、利息は信託証書(後記「(11)その他」に定義される。)の定めるところにより引続き生じる。

(2) 償還および買入れ

(a) 満期償還

<円/米ドル デュアル・カレンシー社債>

本社債が下記(b)に記載の発行会社による任意償還の対象とならない限り、本社債は2020年2月13日(以下「満期日」という。)に、額面金額100万円につき以下に従い計算される金額で償還される。

() 計算代理人が償還通貨判定日において、償還為替レートが償還通貨判定為替レートと同じか、またはより円安/米ドル高であると判定した場合、本社債は満期日に額面金額につき100万円で償還され、満期での償還金額(以下「満期償還金額」という。)は額面金額につき日本円で支払われる。

() 計算代理人が償還通貨判定日において、償還為替レートが償還通貨判定為替レートより円高/米ドル安であると判定した場合、満期償還金額は、額面金額につき100万円を当初為替レートで割った米ドルの金額(1米セント未満は四捨五入される。)とする。

本項において、

「ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」とは、ブルームバーグサービスの指定された表示ページまたは元のページもしくは情報源のスポンサーにより公式に指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーが公式に承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー(場合による。)を指定していない場合は、該当する情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーと異なる場合)により指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー(もしあれば)をいう。

「計算代理人」は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社である。計算代理人が本社債に関して行ったすべての計算および決定は(明白な誤謬がない限り)、最終的かつすべての当事者を拘束するものとする。計算代理人は、本項に規定する本社債にかかる計算における善意による誤謬または欠落について責任を負わないものとする。

「償還為替レート」とは、償還通貨判定日の参照為替レートをいう。

「償還通貨判定日」とは、満期日の10営業日前の日をいう。

「当初為替レート」とは、利息起算日の参照為替レートをいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レートから(未定)円/米ドル(仮条件を7.00~17.00円/米ドルとするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。)を差引いたレートをいう。

なお、満期日が営業日ではない場合、当該満期日は翌営業日とする。ただし、かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日とする。かかる満期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「参照為替レート」とは、いずれかの関連する日に関し、かかる日の午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン「BFIX」の「Mid」欄に表示される米ドル/円直物外国為替レート(1米ドル当たりの日本円の数値で表示される。)をいう。

計算代理人が当該関連する日において、()ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」が利用できない、または()米ドル/円直物外国為替レートが午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」の「Mid」欄に表示されない、と決定した場合、参照為替レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

<円/豪ドル デュアル・カレンシー社債>

本社債が下記(b)に記載の発行会社による任意償還の対象とならない限り、本社債は2020年2月13日(以下「満期日」という。)に、額面金額100万円につき以下に従い計算される金額で償還される。

() 計算代理人が償還通貨判定日において、償還為替レートが償還通貨判定為替レートと同じか、またはより円安/豪ドル高であると判定した場合、本社債は満期日に額面金額につき100万円で償還され、満期での償還金額(以下「満期償還金額」という。)は額面金額につき日本円で支払われる。

() 計算代理人が償還通貨判定日において、償還為替レートが償還通貨判定為替レートより円高/豪ドル安であると判定した場合、満期償還金額は、額面金額につき100万円を当初為替レートで割った豪ドルの金額(1豪セント未満は四捨五入される。)とする。

本項において、

「ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」とは、ブルームバーグサービスの指定された表示ページまたは元のページもしくは情報源のスポンサーにより公式に指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーが公式に承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー(場合による。)を指定していない場合は、該当する情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーと異なる場合)により指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー(もしあれば)をいう。

「計算代理人」は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社である。計算代理人が本社債に関して行ったすべての計算および決定は(明白な誤謬がない限り)、最終的かつすべての当事者を拘束するものとする。計

算代理人は、本項に規定する本社債にかかる計算における善意による誤謬または欠落について責任を負わないものとする。

「償還為替レート」とは、償還通貨判定日の参照為替レートをいう。

「償還通貨判定日」とは、満期日の10営業日前の日をいう。

「当初為替レート」とは、利息起算日の参照為替レートをいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レートから（未定）円/豪ドル（仮条件を9.00～19.00円/豪ドルとするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。）を差引いたレートをいう。

なお、満期日が営業日ではない場合、当該満期日は翌営業日とする。ただし、かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日とする。かかる満期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「参照為替レート」とは、いずれかの関連する日に関し、かかる日の午後3時（東京時間）現在のブルームバーグ・スクリーン「B F I X」の「M i d」欄に表示される豪ドル/円直物外国為替レート（1豪ドル当たりの日本円の数値で表示される。）をいう。

計算代理人が当該関連する日において、（ ）ブルームバーグ・スクリーン・ページ「B F I X」が利用できない、または（ ）豪ドル/円直物外国為替レートが午後3時（東京時間）現在のブルームバーグ・スクリーン・ページ「B F I X」の「M i d」欄に表示されない、と決定した場合、参照為替レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

(b) 発行会社による任意償還

発行会社は、（ ）後記「(10)通知」に従って当該任意償還日（以下に定義される。）の10営業日以上前に本社債権者に対し通知し、（ ）当該任意償還日の15日以上前に受託者および社債代理人（後記「(3)支払い（f）社債代理人および支払代理人」に記載する。）に対し通知を行うこと（いずれの通知も取消不能とし、当該通知には償還日を明記するものとする。）により、2019年5月13日（同日を含む。）から2019年11月13日（同日を含む。）までの各利払日（各日を以下「任意償還日」という。）に未償還の本社債すべてを当該任意償還日（同日を含まない。）までの経過利息とともにその額面金額で日本円で償還することができる。

社債代理人は当該通知を受領次第、後記「(11)その他」に記載ある確定社債券への交換が行われているかどうかにかかわらず、決済機関を通じ本社債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。

（注） 売出人は、かかる通知を受領した場合には、日本における本社債の購入者に通知する。

(c) 税制上の変更による償還

（ ）本社債に基づいて期限の到来する次の支払いの際に、税務当局（後記「(7)租税 1.追加額」に定義される。）の法令諸規則の変更もしくは改正またはかかる法令諸規則の適用もしくは公権的解釈の変更（かかる変更または改正が本社債の発行が合意された日以後に発効する場合に限る。）の結果、発行会社が後記「(7)租税 1.追加額」に定めるまたは記載する追加額の支払義務を負うかまたは負うこととなること、ならびに（ ）発行会社が利用しうる合理的な措置をとっても当該義務を回避できないことについて、発行会社が以下に記載の通知を行う直前に受託者（後記「(11)その他（a）」に定義される。）を納得せしめた場合、発行会社はその選択により、受託者、社債代理人および（後記「(10)通知」の規定に従い）本社債権者に15日以上30日以内の通知（かかる通知は取消不能とする。）をした上で、いずれかの利払日に本社債の全部（一部は不可）を償還することができる。ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払いの期限が到来したとして発行会社がかかる追加額の支払義務を負うであろう最も早い日の90日より前にこれを行うことができないものとする。上記による償還通知を行う前に、発行会社は、発行会社が当該償還を実施する権利を有することを述べ、かつ発行会社がかかる償還権を行使する前提条件が成就していることを示す事実を記載する発行会社の取締役2名による署名入りの証明書、ならびに発行会社がかかる変更または改正によりかかる追加額の支払義務を負担しているまたは負担することになる旨の、外部法律顧問の意見書を受託者に交付するものとする。受託者は、この証明書を上記の前提条件の充足の十分な証拠として受け取ることができ、その場合かかる証拠は確定的かつ本社債権者および本社債に付属する利札の所持人（以下「利札所持人」という。）を拘束するものとする。

本項により償還される本社債は、償還日（同日を含まない。）までの経過利息とともに早期償還金額で償還される。「早期償還金額」とは、税制上の変更による償還のための、当該早期償還の直前に本社債の公正市場価額として計算代理人がその完全な裁量において決定した金額に、本社債の裏付けとなる、および/または関連するヘッジもしくは資金調達取決め（本社債における発行会社の債務をヘッジするためのオプションを含むがそれに限らない。）の解約に関して発行会社に生じる合理的な費用および経費のすべてを補うべく調整した金額による円貨額をいう。

(d) 買入れおよび消却

発行会社またはその子会社のいずれかは、価格について制約なく、公開買付または相対取引等により公開市場においていつでも本社債を買入れまたはその他の方法で取得することができる（ただし、確定社債券の様式による本社債の場合は期限未到来の付属利札すべてが当該本社債券に添付されるかまたはそれとともに引渡されることを条件とする。）。買入れが公開買付により行われる場合、公開買付は、すべての本社債権者が同様に利用しうるものでなければならない。当該本社債は、保有し、再発行し、転売し、または発行会社の選択によりいずれかの支払代理人に消却のために引渡すことができる。

償還された本社債はすべて、直ちに（確定社債券の様式による本社債の場合は、償還時に添付されていたまたは引渡された期限未到来の利札すべてとともに）消却される。消却された本社債および上記に従い買入れかつ消却された本社債はすべて、（確定社債券の様式による本社債の場合は、これとともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）社債代理人に引渡されるものとし、これを再発行または転売することはできない。

(3) 支払い

<円/米ドル デュアル・カレンシー社債>

(a) 支払方法

日本円または米ドル（以下「支払通貨」という。）による支払いは、当該支払通貨の国の主要金融センターにおける銀行に被支払人が開設する当該支払通貨口座（日本国の非居住者への日本円による支払いの場合は、非居住者口座）への貸記または振込みにより、または被支払人の選択により同銀行宛での当該支払通貨建て小切手により行われる。

最終条件書に定めるところに従い、支払いはすべての場合に、（ ）支払場所のこれに適用ある財務その他の法令諸規則に従い（ただし、後記「(7) 租税 1. 追加額」の規定に影響を与えない。）、（ ）合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、および（ ）合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除の対象となる（以下「第871条(m)源泉徴収」という。）。さらに、本社債の支払額に関して課される第871条(m)源泉徴収の額の決定に際して、発行会社は、適用ある法律に基づき別途適用可能な源泉徴収の免除または減額にかかわらず、かかる支払いに適用ある最高利率で「配当同等物」（合衆国内国歳入法第871条(m)に定義される。）に対して源泉徴収を実施する権利を有するものとする。

対象合衆国有価証券（すなわち、合衆国が源泉の配当を支払う有価証券）または合衆国有価証券を含む指数に関する正味配当金の再投資を提供する本社債に関して、かかる合衆国有価証券または合衆国有価証券を含む指数を参照する本社債のすべての支払いは、70%の割合で再投資されるかかる合衆国有価証券の配当を参照して算出される可能性がある。かかる場合、当該支払額の算出に際して、当該合衆国有価証券に関する配当同等支払い（合衆国内国歳入法第871条(m)に定義される。）の30%は、本社債権者による配当同等支払いの総額から源泉徴収されたときみなされ、合衆国の連邦所得税の目的のために合衆国内国歳入庁に送金される。発行会社は、第871条(m)による源泉徴収されたときみなされた金額を理由として本社債権者に対して追加額を支払うことはない。

(b) 確定社債券についての支払い

本社債の確定社債券にかかる元金の支払いは、（以下に定めるところに従い）確定社債券の呈示および引渡し（または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載）のみにより上記(a)に定める方法により、また確定社債券にかかる利息の支払いは、（以下に定めるところに従い）利札の呈示および引渡し（または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載）のみにより上記のとおり、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所で行われる。小切手による上記(a)に基づく支払いは、当該持参人により提示された合衆国外の住所に郵送または交付される。適用法令および諸規則に従い、振込みによる当該支払いは、合衆国外に所在する銀行に被支払人が開設する口座に対して、直ちに現金化可能な資金により行われる。下記に定めるところに従い、本社債の確定社債券または利札にかかる支払いは、発行会社またはいずれかの支払代理人の合衆国におけるいずれかの事務所もしくは代理機関での当該確定社債券または利札の呈示により行われることはなく、また当該支払いが合衆国における口座への振込みまたは住所への郵送により行われることもない。

確定社債券の様式による本社債いずれかについて期限が到来した日に、これにかかる期限未到来の利札（添付されているかどうかを問わない。）は無効となり、これに関する支払いは行われぬものとする。

(c) 大券についての支払い

大券により表章される本社債にかかる元利金の支払いは（以下に定めるところに従い）、当該大券を合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において呈示または引渡すことによって、確定社債券に関して上記で述べた方法その他当該大券に定める方法により行われる。当該大券の呈示または引渡しに対して行われる各支払いの記録は、元利金支払いの別を区分して行われ、かかる呈示または引渡しが行われた支払代理人により当該大券上になされ、かかる記録は支払いがなされたことの一応の証拠となる。

大券の所持人（または、信託証書に定めるところでは、受託者）は、当該大券により表章される本社債についての支払いを受けることのできる唯一の権利者であり、発行会社は、当該大券の所持人（または場合により受託者）に対しまたはその指図に従って支払いを行えば、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアバンクS.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録において当該大券が表章する本社債の特定の額面金額の実質的所持人であると表示された者は、発行会社が当該大券の所持人（または場合により受託者）に対しまたはその指図に従って行った各支払いの自己の持分についてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ請求権を有する。当該大券の所持人（または場合により受託者）以外の者は、かかる大券上の期限が到来したいかなる支払いについても発行会社に対して請求権を有することはない。

(d) 支払日

いずれかの本社債または利札にかかる金額の支払期日が支払日（以下に定義される。）でない場合、当該期日は翌支払日に繰り下げられる。ただし、当該日がこれにより翌暦月となる場合は、当該日は直前の支払日に繰り上げられる。支払期日についてのかかる調整は、本社債または利札の所持人による受領額に影響を及ぼさないものとする。本項において、「支払日」とは、ロンドン、ニューヨークおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が関連する呈示場所において支払いを決済し、かつ一般業務（外国為替および外貨預金取引を含む。）について営業が行われている日（ただし、後記「(8) 時効」の制限がある。）をいう。本項の規定は、満期償還金額、利払日および任意償還日に支払われる利息額に適用する。

(e) 元金および利息の解釈

本社債について元金という場合は、以下を含むものとみなす。

- () 元金について支払われることがあるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束に従い支払われることがある追加額
- () 本社債の満期償還金額
- () 本社債の早期償還金額
- () 本社債に基づきまたは本社債について発行会社により支払われることがあるプレミアムまたはその他の金額（ただし、利息を除く。）

本社債について利息という場合は、後記「(7) 租税 1 . 追加額」に従って利息について支払われるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束もしくは特約に従い支払われることがある追加額を含むとみなされる。

(f) 社債代理人および支払代理人

社債代理人および他の支払代理人ならびにこれらの指定事務所は以下のとおりである。

社債代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店

(The Bank of New York Mellon, London Branch)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, England)

支払代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エーノエヌ・ブイ・ルクセンブルグ支店

(The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2453 リュー・ユージェーヌ・リュペール2-4 フェルティゴ・ビル

ディング - ポラリス

(Vertigo Building-Polaris, 2-4 rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg)

発行会社は、受託者の事前の承認を得て、いずれかの支払代理人の任命を解除し、および/または追加もしくはその他の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、以下の条件に従う。

() ヨーロッパ大陸において受託者が承認する都市において指定事務所を有する支払代理人を常時擁すること

() 常時、社債代理人を擁すること

さらに、発行会社は、下記「(g) 米ドルによる支払い」に記載される状況の場合、ニューヨークにおける指定事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。いかなる変動、解除、任命または変更も、後記

「(10) 通知」の規定に従った本社債権者に対する30日以上45日以内の事前の通知後にのみ、効力を有するものとする(ただし、倒産の場合は、直ちに効力が発生する。)。

(g) 米ドルによる支払い

上記にかかわらず、本社債についての元金の米ドルによる支払いは、以下の場合に、米国(かかる表現は、本項で使用される場合は、アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区、その領土、その属領ならびに他のその管轄区域を含む。)を意味する。)における支払代理人の指定事務所において行われる。

() 発行会社が、米国外の指定事務所を有する支払代理人が米国外の当該指定事務所で本社債の元金の全額を期限が到来した時に上記の方法により米ドルで支払うことができると合理的に予測して当該支払代理人を任命した場合

() 米国外のすべての当該指定事務所における当該元金の全額の支払いが、米ドルによる元金の全額の支払いまたは受領に対する為替管理またはその他の同種の規制により、違法であるかまたは事実上行えない場合、および

() 当該支払いが、その時点で米国法上許されており、かつ、発行会社の意見では発行会社に税務上の不利益な結果をもたらさない場合

<円/豪ドル デュアル・カレンシー社債>

(a) 支払方法

日本円または豪ドル（以下「支払通貨」という。）による支払いは、当該支払通貨の国の主要金融センター（支払通貨が豪ドルの場合はシドニー）における銀行に被支払人が開設する当該支払通貨口座（日本国の非居住者への日本円による支払いの場合は、非居住者口座）への貸記または振込みにより、または被支払人の選択により同銀行宛での当該支払通貨建て小切手により行われる。

最終条件書に定めるところに従い、支払いはすべての場合に、（ ）支払場所のこれに適用ある財務その他の法令諸規則に従い（ただし、後記「(7) 租税 1. 追加額」の規定に影響を与えない。）、（ ）合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、および（ ）合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除の対象となる（以下「第871条(m)源泉徴収」という。）。さらに、本社債の支払額に関して課される第871条(m)源泉徴収の額の決定に際して、発行会社は、適用ある法律に基づき別途適用可能な源泉徴収の免除または減額にかかわらず、かかる支払いに適用ある最高利率で「配当同等物」（合衆国内国歳入法第871条(m)に定義される。）に対して源泉徴収を実施する権利を有するものとする。

対象合衆国有価証券（すなわち、合衆国が源泉の配当を支払う有価証券）または合衆国有価証券を含む指数に関する正味配当金の再投資を提供する本社債に関して、かかる合衆国有価証券または合衆国有価証券を含む指数を参照する本社債のすべての支払いは、70%の割合で再投資されるかかる合衆国有価証券の配当を参照して算出される可能性がある。かかる場合、当該支払額の算出に際して、当該合衆国有価証券に関する配当同等支払い（合衆国内国歳入法第871条(m)に定義される。）の30%は、本社債権者による配当同等支払いの総額から源泉徴収されたものとみなされ、合衆国の連邦所得税の目的のために合衆国内国歳入庁に送金される。発行会社は、第871条(m)による源泉徴収されたものとみなされた金額を理由として本社債権者に対して追加額を支払うことはない。

(b) 確定社債券についての支払い

本社債の確定社債券にかかる元金の支払いは、（以下に定めるところに従い）確定社債券の呈示および引渡し（または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載）のみにより上記(a)に定める方法により、また確定社債券にかかる利息の支払いは、（以下に定めるところに従い）利札の呈示および引渡し（または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載）のみにより上記のとおり、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所で行われる。小切手による上記(a)に基づく支払いは、当該持参人により提示された合衆国外の住所に郵送または交付される。適用法令および諸規則に従い、振込みによる当該支払いは、合衆国外に所在する銀行に被支払人が開設する口座に対して、直ちに現金化可能な資金により行われる。下記に定めるところに従い、本社債の確定社債券または利札にかかる支払いは、発行会社またはいずれかの支払代理人の合衆国におけるいずれかの事務所もしくは代理機関での当該確定社債券または利札の呈示により行われることはなく、また当該支払いが合衆国における口座への振込みまたは住所への郵送により行われることもない。

確定社債券の様式による本社債いずれかについて期限が到来した日に、これにかかる期限未到来の利札（添付されているかどうかを問わない。）は無効となり、これに関する支払いは行われないものとする。

(c) 大券についての支払い

大券により表章される本社債にかかる元利金の支払いは（以下に定めるところに従い）、当該大券を合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において呈示または引渡すことによって、確定社債券に関して上記で述べた方法その他当該大券に定める方法により行われる。当該大券の呈示または引渡しに対して行われる各支払いの記録は、元利金支払いの別を区分して行われ、かかる呈示または引渡しが行われた支払代理人により当該大券上になされ、かかる記録は支払いがなされたことの一応の証拠となる。

大券の所持人（または、信託証書に定めるところでは、受託者）は、当該大券により表章される本社債についての支払いを受けることのできる唯一の権利者であり、発行会社は、当該大券の所持人（または場合により受託者）に対しまたはその指図に従って支払いを行えば、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアバンクS.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録において当該大券が表章する本社債の特定の額面金額の実質的所持人であると表示された者は、発行会社が当該大券の所持人（または場合により受託者）に対しまたはその指図に従って行った各支払いの自己の持分についてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ請求権を有する。当該大券の所持人（または場合により受託者）以外の者は、かかる大券上の期限が到来したいかなる支払いについても発行会社に対して請求権を有することはない。

(d) 支払日

いずれかの本社債または利札にかかる金額の支払期日が支払日（以下に定義される。）でない場合、当該期日は翌支払日に繰り下げられる。ただし、当該日がこれにより翌暦月となる場合は、当該日は直前の支払日に繰り上げられる。支払期日についてのかかる調整は、本社債または利札の所持人による受領額に影響を及ぼさないものとする。本項において、「支払日」とは、ロンドン、ニューヨーク、シドニーおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が関連する呈示場所において支払いを決済し、かつ一般業務（外国為替および外貨預金取引を含む。）について営業が行われている日（ただし、後記「(8) 時効」の制限がある。）をいう。本項の規定は、満期償還金額、利払日および任意償還日に支払われる利息額に適用する。

(e) 元金および利息の解釈

本社債について元金という場合は、以下を含むものとみなす。

- () 元金について支払われることがあるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束に従い支払われることがある追加額
- () 本社債の満期償還金額
- () 本社債の早期償還金額
- () 本社債に基づきまたは本社債について発行会社により支払われることがあるプレミアムまたはその他の金額（ただし、利息を除く。）

本社債について利息という場合は、後記「(7) 租税 1 . 追加額」に従って利息について支払われるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束もしくは特約に従い支払われることがある追加額を含むとみなされる。

(f) 社債代理人および支払代理人

社債代理人および他の支払代理人ならびにこれらの指定事務所は以下のとおりである。

社債代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店

(The Bank of New York Mellon, London Branch)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, England)

支払代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エーノエヌ・バイ・ルクセンブルグ支店

(The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2453 リュー・ユージェーヌ・リュペール2-4 フェルティゴ・ビル

ディング - ポラリス

(Vertigo Building-Polaris, 2-4 rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg)

発行会社は、受託者の事前の承認を得て、いずれかの支払代理人の任命を解除し、および/または追加もしくはその他の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、以下の条件に従う。

- () ヨーロッパ大陸において受託者が承認する都市において指定事務所を有する支払代理人を常時擁すること
- () 常時、社債代理人を擁すること

いかなる変動、解除、任命または変更も、後記「(10) 通知」の規定に従った本社債権者に対する30日以上45日以内の事前の通知後にのみ、効力を有するものとする（ただし、倒産の場合は、直ちに効力が発生する。）。

(4) 本社債の地位

本社債および利札は、発行会社の直接、無条件、非劣後の無担保債務であり、それら相互間に何ら優劣なく、（適用法のもとでその時々存在する例外に服しつつ）その時々に残存する発行会社の他の一切の無担保債務（劣後債務を除く。）と同順位である。

(5) 債務不履行事由

下記事由（以下それぞれ「債務不履行事由」という。）が1つでも発生しかつ存続している場合、受託者はその裁量で、信託証書に定めるところにより本社債がその期限の利益を喪失し、経過利息とともに額面金額につき100万円で直ちに支払うべき旨を発行会社に通知することができ、これにより、本社債についてのかかる支払義務は直ちに発生するものとする。また、その時の本社債の未償還額面金額の少なくとも5分の1以上を保有する本社債権者による書面の請求を受けた場合または特別決議（後記「(6) 社債権者集会に関する事項、修正および放棄」に定義される。）によりかかる指示を受けた場合（いずれの場合も、受託者が満足する補償、担保および/または資金提供を受けることを条件とする。）は、受託者はかかる通知を行わなければならない。ただし、かかる権利行使は、下記(a)に記載の事由の場合を除いて、受託者が、当該事由が受託者の意見によれば本社債権者の利益を著しく害することを証明した場合に限るものとする。

- (a) 本社債のいずれかについて支払期限の到来した元金額または利息額が本社債の要項に従って支払うべきときにその支払いの不履行が7日を超えた場合
- (b) 本社債または信託証書上のいずれかの義務、条件または規定（本社債のいずれかについて支払期限が到来したいずれかの金額の支払義務を除く。）の発行会社による履行または遵守について不履行があり、かつ（受託者が当該不履行の治癒が可能と考える場合に限り）当該不履行が、その治癒を要求する受託者から発行会社に対する最初の書面による通知から30日（または受託者がこれより長い期間を認めた場合には当該期間）以内に受託者が満足する形で治癒されなかった場合
- (c) 少なくとも1,000万米ドル（もしくは他の通貨のその相当額）の額面総額を有する発行会社のいずれかの金融債務（以下に定義される。）がその条項についての不履行によりもしくは不履行として事実上扱われる事由により期限の利益を喪失する場合、または当該金融債務の担保の実行手続がとられる場合、または発行会社が支払期限の到来時にもしくは適用ある支払猶予期間（当初規定されたもの）の満了時にいずれかの当該金融債務の返済を履行しない場合、または少なくとも1,000万米ドル（もしくは他の通貨のその相当額）の額面総額を有する他人のいずれかの金融債務についての保証もしくは補償について期限が到来しかつ履行請求を受けたときにこれを履行しない場合
- (d) 発行会社が、新設合併、統合、吸収合併、再編成もしくはその他類似の取決め（その条項について受託者もしくは本社債権者の特別決議のいずれかにより書面で事前に承認を受けている場合に限る。）の目的による場合もしくはこれらに従う場合以外で、清算もしくは解散されるべき旨の有効な決議が可決され、または管轄裁判所の命令が下される場合
- (e) 発行会社の資産もしくは事業の全部もしくは重要な部分に関して担保権者のために占有がなされるか、または管財人が任命される場合
- (f) 発行会社の財産の重要な部分に対して差押え、執行または仮差押えが実行または訴求され、30日以内にこれが取消されない場合
- (g) 発行会社が支払停止（適用ある破産法の意味におけるもの）をし、または（上記(d)に記載の新設合併、統合、吸収合併、再編成もしくはその他類似の取決めの目的以外で）事業の遂行を停止し、もしくは発行会社の取締役会の公式な行為によりかかる停止を行う恐れがあり、または期限が到来した債務を支払うことができない場合
- (h) 日本の管轄裁判所が発行会社に関して破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「破産法」という。）に基づく破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含む。）（以下「会社更生法」という。）に基づく更生手続もしくは民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含む。）（以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続を開始し、または日本以外の法域における管轄裁判所が発行会社に関して当該法域における適用法に基づく類似の手続を開始し、かかる手続が60日以内に取消されまたは中止されない場合
- (i) 発行会社が、破産法に基づく破産手続、会社更生法に基づく更生手続、民事再生法に基づく再生手続または日本以外の法域における適用法に基づく類似の手続を申立てるか、またはこれに同意する場合

(j) 日本の管轄裁判所が、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に従い、発行会社の解散を決定した場合、または発行会社の株主総会が発行会社の任意解散および清算を決議した場合

上記(c)の目的上、「金融債務」とは、()借入金、()手形引受けもしくは引受け信用状に基づくもしくはこれに関する債務または()ノート、社債、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券（公募、私募、買取対価もしくはその他によるかどうか、また、現金を対価としてもしくは全部もしくは一部が現金以外を対価として発行されたかどうかを問わず、募集、発行もしくは分売されたもの）のまたはこれに関する一切の現在または将来の債務（元金、プレミアム、利息またはその他の金額であるかどうかを問わない。）を意味する。米ドル以外の通貨建てのまたは米ドル以外の通貨で支払われるいずれかの金融債務は、当該不履行が発生するロンドンにおける暦日（または、何らかの理由により当該レートが当日に入手できない場合は、その後入手可能な最も早い日）に社債代理人により建値された、当該通貨の買いに対する米ドルの売りの直物レートで米ドルに換算するものとする。

(6) 社債権者集会に関する事項、修正および放棄

信託証書には、本社債の要項または信託証書の条項のいずれかの修正の特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に関わる事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が盛り込まれている。かかる社債権者集会は発行会社またはその時未償還の本社債の券面総額の5%以上を保有する本社債権者の要請により招集される。かかる集会において特別決議を可決するための定足数はその時未償還の本社債の券面総額の50%以上を保有または代表する者1名以上の出席とし、延会においては、保有もしくは代表する本社債の券面総額にはかかわらず本社債権者であるかまたはこれを代理する者1名以上の出席とする。ただし、本社債の要項の一定の規定の修正（本社債の満期日もしくは本社債の利息の支払日の修正、本社債について支払われるべき元金もしくは利率の減額もしくは取消し、もしくは本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）または信託証書の一定の規定の修正を議題に含むいずれかの集会の場合、特別決議を可決するための定足数は、その時未償還の本社債の券面総額の3分の2以上、また延会の場合は3分の1以上を保有するかまたは代表する者1名以上の出席とする。信託証書には、()信託証書に従い適法に招集・開催された社債権者集会において、決議における投票総数の4分の3以上の多数で可決された決議、()その時未償還の本社債の券面総額のすべての所持人によりもしくは当該所持人に代わって署名された書面決議、または()その時未償還の本社債の券面総額のすべての所持人によりもしくは当該所持人に代わって、関連する決済機関を通じた、電子的方法によりなされた同意は、いずれの場合も本社債権者の特別決議として有効である旨が記載されている。本社債権者により可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該集会への出席の有無および当該決議において投票したか否かに関わらず）および利札所持人を拘束する。発行会社の持株会社またはその子会社のいずれか（発行会社または発行会社の子会社を除く。）により、それらの利益のために、またはそれらに代わって保有される本社債は、（とりわけ）()社債権者集会の定足数が満たされているか否かの決定、()書面による特別決議および()電子的方法による同意のために、合算することができる。

信託証書には、受託者は、本社債権者および利札所持人の同意なしに、本社債権者の利益を著しく害しないと判断する場合は、本社債の要項もしくは信託証書のいずれかの規定の修正（ただし、上記を条件とする。）もしくはそのいずれかの違反もしくは予定される違反の放棄もしくは承認に同意し、もしくはかかる決定がなければ債務不履行事由もしくは潜在的な債務不履行事由（信託証書に定義される。）を構成することになる条件、事由もしくは行為をそのように扱わないものとする決定を行い、または本社債の要項のいずれかもしくは信託証書の規定のいずれかの修正で、形式的、重要性がないもしくは技術的な性質のもの、または明白な誤謬もしくは証明済みであると受託者が判断する誤謬を是正するために行われるものに同意を与えることができる旨が記載されている。いかなるかかる修正、放棄、承認または決定も、本社債権者および利札所持人を拘束する。また、受託者が別段の合意をしない限り、かかる修正は、後記「(10) 通知」に従い可及的速やかに本社債権者に通知される。

受託者は、その信託、権力、権限または裁量（修正、放棄、承認または後記「(11) その他 (d)」に記載する債務者の交代を含むが、それらに限定されない。）のいずれかの行使に関して、集団としての本社債権者の利益を考慮し、特に（ただし、これに限定されない。）、個々の本社債権者および利札所持人が何らかの目的でいずれかの特定の領土に住所を有しもしくは居住し、またはその他かかる領土に関係もしくはその管轄に服することにより生じるこれらの者についてのかかる行使の結果に配慮しないものとし、受託者は、かかる行使が個々の本社債権者または利札所持人に及ぼす税務上の結果について（後記「(7) 租税 1. 追加額」に定める範囲を除き、および/または信託証書に基づく後記「(7) 租税 1. 追加額」の追加的または代替的な約束を除き）発行会社または他の者に何らの補償または支払いを要求することもできず、またいかなる本社債権者または利札所持人も発行会社または他の者にかかる請求をすることはできない。

(7) 租税

1. 追加額

発行会社によるもしくは発行会社に代わる本社債および利札にかかる元金ならびに／または利息の支払いはすべて、税務当局によりまたはそのために課せられもしくは徴収される現在または将来の租税公課についてもしくはそのために源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律により要求される場合はこの限りでない。その場合、発行会社は、本社債または利札の所持人がかかる源泉徴収または控除後にその本社債および利札について受領した正味金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ受領し得たであろう金額と同額になるように追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本社債または利札については支払われないものとする。

- (a) ()本社債の発行時に有効な租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第6条に基づき、法人が国外において発行した債券（民間国外債）に適用される日本国の所得税の控除（源泉徴収税を含む。）との関係において、日本国の税法上、日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人として扱われる所持人、または日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人ではなくとも租税特別措置法施行令で定められた発行会社の特殊関係者である所持人、または()当該本社債もしくは利札の単なる所持もしくは所有以外で税務当局と何らかの関係を有することにより当該本社債または利札について当該租税公課の納税義務を負う所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (b) 当該源泉徴収または控除の適用除外に関して日本国の法律の要件に該当しない所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (c) 関連日（以下に定義される。）から30日を超えて支払いのために呈示された場合（ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日に支払いのためにこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有するときはこの限りでない。）

本社債の要項における他の規定にかかわらず、いかなる場合も、()合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、または()合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき課される源泉徴収もしくは控除についてもしくはそのために、発行会社は、本社債および利札に関連した追加額を支払うことを要しない。

本項において、「税務当局」とは、日本国または課税権を有する同国のもしくは同国内の政治下部組織もしくは当局をいう。「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来する日をいう。ただし、当該支払期限の日以前に支払われるべき金額の全額が社債代理人または受託者により適法に受領されていない場合は、当該金額の全額がそのように受領され、その旨の通知が後記「(10) 通知」に従い本社債権者に適法になされた日を意味する。

本社債について利息という場合は、本項に従って利息について支払われるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束もしくは特約に従い支払われることがある追加額を含むとみなされる。

2. 日本国の租税

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下の通りである。

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定める支払いの取扱者（売出人を含む。）を通じて交付される場合には、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の所得税等が源泉徴収される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率が適用される。申告不要制度を選択した場合、上記の源泉徴収により課税関係は終了する。日本国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定める支払いの取扱者（売出人を含む。）を通じて交付される場合には、同法第3条の3第6項に定める公共法人等、金融機関および証券業者等を除いて15%（所得税）（2037年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税の合計））の所得税等が源泉徴収される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉徴収された額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益および本社債の償還額が本社債の取得額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、その譲渡損益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

日本国の居住者について生じる、本社債に係る利子所得、償還差損益および譲渡損益は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る所得・損失との損益通算および繰越控除が認められる。

(8) 時効

本社債および利札は、関連日（上記「(7) 租税 1. 追加額」に定義される。）から10年（元金の場合）または5年（利息の場合）以内に支払いのために呈示されないときは無効となる。

(9) 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

信託証書、本社債および利札は英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

(イ) 下記(ハ)に従い、英国の裁判所は、信託証書、本社債および/または利札の存在、有効性、解釈、執行、違反もしくは終了または信託証書、本社債および/または利札の無効の結果についてのあらゆる紛争、ならびに信託証書、本社債および/または利札に起因または関連して生じうるあらゆる契約によらない義務に関するあらゆる紛争を含む、信託証書、本社債および/または利札に起因または関連して生じうる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属管轄権を有する。したがって、あらゆる紛争に関連する発行会社および受託者ならびに本社債権者または利札所持人のそれぞれは、英国の裁判所の専属管轄権に服する。

(ロ) 本「(9) 準拠法および管轄裁判所 (b) 管轄裁判所」の目的上、発行会社は、英国の裁判所が紛争を解決するためには不都合または管轄違いであることを理由として、英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。

(ハ) 法律により認められる範囲で、受託者、本社債権者および利札所持人は、1または複数のあらゆる紛争に関して、()管轄権を有するその他の裁判所における手続および()複数の法域において同時に手続をとることができる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、現在EC2Y 8HQロンドン、ワン・シルク・ストリートに所在するハックウッド・セクリタリーズ・リミテッドを訴状送達代理人として任命している。ハックウッド・セクリタリーズ・リミテッドが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は、あらゆる紛争について、受託者により承認された他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

(10) 通知

本社債に関するすべての通知は、()ロンドンで一般に頒布されている一流の英語日刊紙および()（社債がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には）ルクセンブルグで一般に頒布されている日刊紙またはルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト（www.bourse.lu）に掲載される場合に有効であるものとする。かかる掲載は、ルクセンブルグ国内のルクセンブルグ証券取引所のウェブサイトおよびフィナンシャル・タイムズまたは受託者が承認するロンドンの別の日刊紙（あるいはもしこれが可能でない場合は、ヨーロッパで一般に頒布されている受託者が承認する別の英語日刊紙）に行われる予定である。かかる通知は当該掲載日に、または異なる日に2回以上にわたって掲載されもしくは2紙以上に掲載することが要求される場合はすべての要求される新聞における最初の掲載日になされたものとみなされる。利札所持人は、本項に従って本社債権者に対してなされたいかなる通知の内容も知っているものとみなされる。

本社債について確定社債券が発行されるまで、大券がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのためにその全部について保有されている限り、かかる日刊紙への当該掲載に代えてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグから本社債権者に対する連絡のために当該通知をこれら各機関に交付することができる。このようにして行われた通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該通知日から3日目に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

いずれかの本社債権者からなされる通知は、(確定社債券による本社債の場合)関係本社債券とともに書面による当該通知を社債代理人に提出することによりなされるものとする。本社債のいずれかが大券により表章されている間は、当該通知は、社債代理人ならびにユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)がこの目的のために承認することがある方法で、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)を通じて社債代理人に行うことができる。

(11) その他

(a) 本社債は、とりわけ、発行会社およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー(以下「受託者」といい、かかる表現はその承継者を含む。)の間で締結された2007年12月18日付の信託証書(随時、修正、補足および/または改訂されるもので、以下「信託証書」という。)により創設される。本社債および利札は、発行会社、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者および受託者の間で締結された2018年11月20日付の代理契約証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「代理契約」という。)の利益を受ける。

受託者は、すべて信託証書の規定に従って、本社債の所持人および利札所持人の利益のために行為する。

信託証書および代理契約の写しは、受託者の登録事務所(2018年11月20日現在、ロンドンEC2V 7EX、ウッド・ストリート100、5階)で閲覧することができる。適用ある最終条件書の写しは、本社債権者による当該本社債の所持およびその身元について受託者または関係支払代理人(場合により)の満足する証拠を提出することにより、当該本社債権者はこれを閲覧することができる。本社債権者および利札所持人は、信託証書、代理契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

(b) レシートまたは利札の付されない恒久大券(以下「恒久大券」という。)に係る元利金またはその他の金額の支払いは、合衆国人証明書(適用される納税義務に関する証明書を除く。)を要求されることなく、恒久大券の呈示または提出(場合により)によりユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて行われる。恒久大券は、以下の限られた状況(それぞれを以下「交換事由」という。)において、そのすべて(一部は不可)を無料で確定社債券(該当する場合には、レシートおよび利札を付して)に交換することができる。交換事由とは、(1)恒久大券がユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関のために保管され、決済機関が14日間継続して休業(法律その他による休日による場合を除く。)しているかまたは業務を永久に中止する旨を発表したかまたは実際に永久に業務を中止し、受託者が満足する代替の決済機関が存在しない旨を発行会社が通知した場合、または(2)恒久大券に表章される本社債に関して債務不履行事由が発生し、継続している場合をいう。かかる状況において、発行会社は、上記(1)または(2)の関係事由の発生後60日以内に、恒久大券一式との交換により確定社債券を発行する。発行会社は、交換事由が発生した場合、本社債権者に対して速やかに通知する。かかる交換は、社債代理人による最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

以下二段落に記載されることを条件に、本社債および利札に対する権利は、代理契約および信託証書の規定に従って交付により移転する。発行会社、受託者および支払代理人は、(法律により別段の要求がある場合を除き)本社債または利札の持参人を(期限を経過しているか否かにかかわらず、またいかなる所有の通知もしくは券面上になされた記載または券面の紛失もしくは盗失の通知にかかわらず)すべての目的のためにその絶対的所有者とみなし、かつ扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の記載の規定を条件とする。

本社債のいずれかがユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグを代理する共同預託機関によって保有される大券によって表章されている限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録にその時特定の額面金額の当該本社債の所持人として示されている(この点に関して、いずれかの者の口座における本社債の額面金額の残高に関するユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグにより発行されたいかなる証明書またはその他の文書も、明白な誤謬または証明済みの誤謬の場合を除きあらゆる目的上確定的かつ拘束力があるものとする。)各人は、発行会社、支払代理人および受託者により、当該額面金額の当該本社債にかかる元利金の支払いに関する場合を除いてあらゆる目的上当該額面金額の当該本社債の所持人として扱われるものとする。元利金の支払いについては、関係大券の持参人は発行会社、支払代理人および受託者により関係大券および信託証書の条項に従い当該額面金額の当該本社債の所持人として扱われる。「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびに関連表現は、これに従って解釈されるものとする。大券に表章されている本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)のその時々規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグという場合、これには、前後の文脈が許すときはいつでも発行会社、社債代理人および受託者により承認されたいずれかの追加的または代替的な決済機関を含むものとみなされる。

(c) 受託者は、その裁量により催告をすることなく、信託証書ならびに本社債および利札に基づく発行会社の義務を強制実現するために自らが適切と思料する発行会社に対する手続をとることができる。ただし、受託者は、
() 本社債権者の特別決議によりそのように指示されるかまたは本社債の未償還額面金額の少なくとも5分の1の所持人から書面によりそのように要請された場合で、かつ() その満足する程度に補償、担保および/または資金の提供を受けた場合でなければ、いかなるかかる手続をとりまたはその他の行為を行う義務も負わないものとする。本社債権者および利札所持人は、発行会社に対して直接手続をとることはできないが、受託者が手続をとる義務を負うことになったにもかかわらず合理的期間内にこれを実行せず、かかる懈怠が継続している場合は、この限りでない。

(d) 受託者は、発行会社から要請された場合は、本社債権者および利札所持人の同意なしに、信託証書、本社債および利札上の主たる債務者としての発行会社（または本項による従前の代替者）が発行会社の事業承継者（以下に定義される。）（以下「代替債務者」という。）と交代することを発行会社と以下の条件で合意するものとする。() 英国において受託者が承認する弁護士および代替債務者の設立準拠地における受託者が承認する弁護士から受託者が満足する形式と内容の法律意見書が入手されること、() 代替債務者の適法に授權された役員から、受託者が満足する形式と内容の弁済能力の証明書が受託者に発行されること、() JCRとR&Iのいずれかまたは両方が本社債の発行にかかるプログラムに格付を与えている場合は、JCRおよび/またはR&I（場合により）から、いずれの場合でも同社が予定の交代が生じたことのみによって当該格付を引き下げることはない旨の確認を受託者が受領していること、() JCRとR&Iのどちらも本社債の発行にかかるプログラムに格付を与えていない場合は、代替債務者が発行会社の事業承継者となる直前に、代替債務者による交代が予定されている発行会社が有していた純資産と少なくとも等しい純資産（連結決算書が代替債務者により作成される場合は、連結ベース）を、代替の実行時に有していること、および() 信託証書に規定される一定のその他条件が遵守されること。

本社債の要項の目的上「事業承継者」とは、発行会社に関して、合併または再建の結果、以下に該当する会社を意味する。

() 当該合併または再建の直前に発行会社が所有していた事業および資産を実質的にすべて所有していること。

() 発行会社の承継者として、当該合併または再建の直前に発行会社が行っていたすべてまたは実質的にすべての事業を行っていること。

第3【その他の記載事項】

社債の売出しにあたって作成される発行登録目論見書の表紙に、発行会社の名称および売出人の一部または全部の名称を記載する。

発行登録目論見書の表紙の裏面に、以下の文言が記載される。

「本社債の満期償還金額は、円/米ドル デュアル・カレンシー社債については円/米ドル間の外国為替相場の変動により、円/豪ドル デュアル・カレンシー社債については円/豪ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、本社債は、本社債の要項に従い、期限前償還されることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第2 売出要項 売出社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ」をご参照ください。

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、ご自身の法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えられる方のみが本社債に対する投資を行うべきです。

この発行登録目論見書には本社債の内容のみ記載しており、発行会社による他の社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録目論見書とは別に作成および交付されます。」

< 本社債以外の社債に関する情報 >

第二部【参照情報】

第2【参照書類の補完情報】

(発行登録書の「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を以下のように訂正する。)

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日(平成30年12月20日)までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じておりません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在(平成30年12月20日)においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日(平成31年2月5日)までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じておりません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在(平成31年2月5日)においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。